

新型コロナウイルスに関する注意喚起（その２９）

令和２年９月１１日
在シンガポール日本大使館

１．シンガポール保健省（MOH）は、シンガポール国内における感染者数を次の通り公表しています（１０日現在）。詳細は、保健省HPを確認下さい。

（１）新規感染者数６３名、感染者数５７，２２９名（累計）、退院者数５６，５５８名（累計）、死亡事例２７名（累計）。

（２）当地における感染者の大きな要因となっているドミトリーやロッジと呼ばれる専用居住施設（寄宿舍）に滞在する、建設現場等のワークパーミット所持外国人労働者感染者数を次の通り併せ公表しています。

新規症例６３件中、５５件は寄宿舍に居住するワークパーミット所持外国人労働者等。

（３）一般国内感染症例２件（シンガポール人１件、ワークパーミット保持者１件）。

全体として、コミュニティ内の新しい感染者数は、前週の１日あたり平均３名から２名に減少しています。コミュニティの感染経路が不明な症例も、前週１日あたり平均２件から１件に減少しています。

（４）輸入症例６件（シンガポール人１件、就労パス保持者２件、ワークパーミット保持者２件、学生パス保持者１件）。

輸入症例者のすべては、シンガポールに到着後１４日間のSHN実施中に感染確認。

（保健省HP）

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/66-more-cases-discharged-63-new-cases-of-covid-19-infection-confirmed>

２．９日、保健省は「安全な活動再開に向けた強化策」を要旨次の通り公表しました。

詳細は、保健省 HP を確認ください。

(保健省HP)

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/strengthening-measures-for-safe-re-opening-of-activities>

(1) 関係省庁タスクフォース (MTF) は、国内及び海外の新型コロナウイルス感染症の状況を注意深く監視しています。現在、コミュニティ内の感染は少ないですが、警戒を怠ることはできません。MTF は新型コロナウイルスに関する最新の情報の検証を続け、寄宿舍での新たな感染に対する戦略、TraceTogether (TT) プログラムと SafeEntry の強化等を導入し、安全な国内活動の再開及び安全な出入国の再開を追求します。

【寄宿舍の管理】

(2) 居住者に対する検査が完了している寄宿舍で、新たに新型コロナウイルス感染症例が観察されています。これまでの検査の結果、未感染である寄宿舍居住者は、新型コロナウイルスに感染しやすいままです。8月11日に全ての寄宿舍の検査が完了して以来、毎日約45件の症例が確認されています。これらは主に、Rostered Routine Testing (RRT, 定期検査) などの積極的な検査、および及び新しい症例と関連した強固な追跡検査によって検出されました。これらの症例の約2%は血清検査(抗体検査)が陽性で、過去の感染を示しています。

(3) 人材開発省 (MOM) は、寄宿舍で新たな感染例を迅速かつ決定的に封じ込めるために、多層的な戦略を導入しました。

a. 大規模なクラスターの発生を防ぐために、MOM は寄宿舍に「安全な生活、安全な作業、安全な休息の日」制度を導入しました。寄宿舍の運営者は、寄宿舍居住者が職場復帰する前に、寄宿舍で様々な物理的な距離を保つための措置を講ずることを求められます。その他、居住者の体調不良が見つかった場合に速やかに隔離し、治療を受けさせることができるように、運営者は居住者の健康状態に注視し、必要な予防措置を講じる必要があります。

b. MOM は、新たな感染例を迅速に発見するために、次のように多くの対策を取っています。(i) 労働者自身による自己確認と健康状態の定期報告 (ii) 急性呼吸器疾患が確認された労働者のモニタリング (iii) 発生状況監視のため

一部の寄宿舎における廃水のウイルス痕跡確認試験の実施 (iv) 労働者に対する 14 日ごとの RRT の実施。特に、RRT は新たな感染者の発見に効果的でした。したがって、雇用主は、検査を受ける必要があるすべての労働者を RRT に登録することが必要です。

c. 新たな症例が確認された場合、MOM は迅速に濃厚接触者を囲い込み検査します。濃厚接触者は隔離され、隔離期間の終了時に陰性でなければ仕事に復帰できません。寄宿舎でも感染拡大の可能性が確認される場合、積極的な検査が行われます。

(4) MOM は、保健専門家と協議しながら、最新の知見に基づき寄宿舎の管理に対する多層的な戦略を調整、更新し続けます。MOM はまた、外国人労働者を保護するための措置についても、雇用主や寄宿舎運営者との協議を続けます。

【TraceTogether (TT) プログラムと SafeEntry の強化】

(5) 安全かつ段階的な活動再開のため、関係省庁タスクフォース (MTF) は TT プログラムと SafeEntry の拡大化を図り、感染者と接触があった者の追跡を迅速かつ包括的なものとし、感染拡大と大規模なクラスター形成のリスクを軽減します。

【TT トークンの一般向け配布】

(6) より多くのシンガポール居住者を TT プログラムで守るため、政府は 2020 年 9 月 14 日から TT トークンの全国配布を開始し、11 月までに配布を完了することを目指します。TT トークンは、すべての居住者に対し無料配布されます。シンガポールのすべての居住者に対し、TT アプリのダウンロードあるいは TT トークンの受領を勧めます。登録率が高くなるほど、TT プログラムによる接触者の追跡作業がより効率的かつ効果的になります。

(7) リスクが高く携帯アプリ使用が困難である場合が多い高齢者が集中して居住する Jalan Besar および Tanjong Pagar 地域から優先的に配布を開始します。配布場所は徐々に全国に拡大されます。詳細は TokenGoWhere のホームページ (<https://token.gowhere.gov.sg>) から確認できます。トークンの早期受領を希望する方は、TokenGoWhere Web サイトに掲載されている配布場で受け取り可能です。

【TraceTogether を活用した SafeEntry チェックイン(パイロット試験)】

(8) 接触者追跡の取り組みを強化するために、特定の施設への SafeEntry 入場に TT アプリまたはトークンの利用を必須としたシステムを試験的に導入し、感染対策のさらなる緩和を図ります。

(9) この「TT を活用した SafeEntry」は、まず特定の施設で試験的に実施され、TT トークンが全国的に配布された後、段階的に拡大していく予定です。対象には、大人数のグループが集まる施設、特に参加者間で密接な交流がある場、活動の性質上マスクの常時着用が難しいイベントといったものが考えられます。SafeEntry に TT の人同士の接触データが合わされることで TT プログラムの精度が確保され、利用者の安全性が向上します。TT プログラムの機能向上により、大規模なクラスター形成のリスク軽減が可能となるため、TT を利用することでイベント等の人数制限の規制緩和がより安全に進められるようになります。これは、8 月末に開催された最初の MICE イベントで試行され、2020 年 9 月から試験試行が続けられます。

【SafeEntry 記録に基づく健康情報提供サービスの開始】

(10) 9 月 10 日から、SafeEntry の記録により感染者と同じ施設に同時間帯に訪れていたことが判明した場合、セルフチェックできるサービス及び SMS メッセージ通知が開始されます。

(11) セルフチェックは TraceTogether アプリ上で確認可能です。また、SingPass Mobile または weryouthere.safeentry.gov.sg (SingPass ログインを使用) を介しても確認が可能です。さらに、9 月 10 日からは、比較的感染リスクが高い会場で、感染者と同時間帯に滞在していたと判断される個人に対し、SMS 通知が送信されるようになります。対象には長時間マスクを着用しない食事施設やジムなどが含まれます。

(12) これらの機能を通じ、一人一人が自分自身の行動で自分や周りの人々を守ることを可能にします。TT 及び SafeEntry の更なる詳細は Smart Nation and Digital Government Group (SNDGG) からプレスリリースでお知らせします。

【安全な再開】

労働者の職場復帰に向けた取り組み

(13) MOMは、職場の Safe Management Measures (SMM, 安全管理措置) の次のフェーズに向けて、政労使三者で取り組んでいます。経済活動が段階的に再開するにつれ、多くの企業から、従業員を安全に職場に復帰させる方法について、指導を求める声が上がっています。職場で従業員同士の交流が増えると、感染のリスクが高まります。したがって、企業は SMM をおよびセーフ・ディスタンスの順守徹底することが重要です。

(14) 企業は、フレックスタイム、特にオフピーク、0930 以降の出勤を可能とする仕組みの導入が求められます。これにより出勤時の公共機関やオフィスの混雑や接触リスクを軽減出来ます。労働者を感染リスクから守ることは企業にとっても重要です。職場でクラスターが発生した場合、事業にも深刻な影響が出ます。

【飲食店 (F&B) での SMM 違反措置の強化】

(15) 飲食店 (F&B) での SMM (安全管理措置) 違反は、大きな懸念事項です。外食は、密閉された空間でマスクを着用せずに長時間にわたり人々が集まるため、大きなリスクを伴う行為です。飲食店が安全であるように、様々な SMM が設定されています。大部分では SMM が遵守していますが、一部の飲食店、特に人気のナイトスポットでは午後 10 時 30 分以降のアルコールの販売と消費、マスクの不着用、5 人以上のグループでの集会、グループ間の交流 (特に個室)、1 メートル未満の間隔での客の着席、大音量の音楽の再生等の違反が確認されています。

(16) たとえば、Enterprise Singapore (ESG, シンガポール企業庁) は、2020 年 9 月 6 日に、グループ間の 1 メートルの安全な距離を確保しなかったとして、5 つの飲食店に罰金を科しました。Singapore Food Agency (SFA, シンガポール食品庁) は、先週、バーおよびレストラン 2 店に対し罰金を科し、営業を一時停止しました。Singapore Tourism Board (STB, シンガポール政府観光局) は、2020 年 9 月 5 日にレストラン営業停止を命じました。フェーズ 2 の開始以降、約 20 の飲食店が営業停止になりました。

(17) 飲食店での取り締まり検査を強化し、SMM に違反した企業や個人への摘発を行います。これまで、最初の違反に対しては警告を発して来ましたが SMM に適応するのに十分な時間は経ったと判断し、今後当局は最初の違反に対しても即時に措置を講じます。これは、違反の重大度に応じて、罰金または施設の閉鎖という形になります。たとえば、一つの場所で複数の SMM 違反があった

場合は、その施設の閉鎖を要求し、同時に Attorney-General's Chambers (AGC, 司法長官室) に告発することとなります。事業主は、SMM の適切な運用を行い、また国民の皆様にも社会的責任を果たし、SMM の遵守に努めることを求めます。

【インドからの渡航者に対する出発前テスト (PDT) の要請】

(18) インドにおける新型コロナウイルスの状況を注視しています。インドでの感染が拡大している可能性があります。シンガポールの輸入症例でも、インドへの旅行歴の感染者が多く確認されています。

(19) インドからの輸入症例を軽減するために、シンガポール市民及び永住者を除き、入国前 14 日以内にインドへの渡航歴がある入国予定者は、出発前 72 時間以内に PCR 検査の受検が義務づけられます。渡航者は、シンガポールに入国する条件として、陰性の PCR 検査結果を提示する必要があります。この要件は、2020 年 9 月 17 日 0000 以降にシンガポールに到着する渡航者に適用されます。これまでの要件である、専用施設での 14 日間の SHN 及び SHN 終了時検査の陰性に加え、新たな要件として適用されることとなります。

(20) 世界的な状況の変化に応じて、国境での対策も、輸入のリスクと地域社会への感染拡大を考慮し、慎重に調整を続けます。シンガポールへの入国を計画している渡航者は、専用 SHN 施設での滞在費や検査費用の負担を含め、該当する国境措置に備える必要があります。

【責任を持った行動を】

(21) シンガポールを安全に保つには、個人や事業主を含めすべての人が、セーフ・ディスタンシングや SMM を遵守し責任をもって行動する必要があります。体調が悪い場合は医師の診察を受けてください。責任を持った行動により、自分自身と周囲の人を安全に保ちながら、経済活動と国境の安全な再開を確実にすることができます。

3. 9 日、保健省は「TRACETOGETHER AND SAFEENTRY TO BE ENHANCED IN PREPARATION FOR FURTHER OPENING OF THE ECONOMY」を公表しました。詳細は、保健省 HP を確認ください。

(保健省HP)

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/tracetogether-and->

safeentry-to-be-enhanced-in-preparation-for-further-opening-of-the-economy

4. 航空会社各社は、新型コロナウイルスの発生により、路線の減便等の措置を実施しています。詳細は各社HPを確認下さい。

(日本航空HP)

https://www.jal.co.jp/cms/other/ja/weather_info_int.html

https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/inter/200901_04/

https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/inter/201001_04/

(全日空HP)

<https://www.ana.co.jp/ja/jp/topics/notice200206/#2>

(シンガポール航空・シルクエアーHP)

<https://www.singaporeair.com/saar5/pdf/media-centre/200902flightschedulesoutheastasia.pdf>

<https://www.singaporeair.com/saar5/pdf/media-centre/200713flightschedulesoutheastasia.pdf>

(シンガポール・エアライングループにおけるチャンギ空港におけるトランジット対象地域)

<https://www.singaporeair.com/saar5/pdf/media-centre/200904TableforCitiesApprovedforTransit.pdf>

5. 外務省は、新型コロナウイルスの発生に関し、海外安全HPにて「感染症危険情報」を発出しています。渡航にあたっては、同ホームページ等にて最新情報の入手を行って下さい。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/info0721.html>

6. 今般の世界的な新型コロナウイルスの発生を受け、各国政府が日本・シン

ガポールを含む国々の入国制限措置及び検疫強化措置を実施していますので、渡航にあたっては、外務省HP・渡航先大使館のホームページ等にて最新情報の入手を行って下さい。

(新型コロナウイルス（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限)

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

7. 外務省海外安全ホームページ，厚生労働省ホームページ，シンガポール保健省ホームページなどの最新情報を収集し引き続き感染予防に努めて下さい。

●首相官邸ホームページ

https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202003/18corona.html

●外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

●厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

●厚生労働省検疫所ホームページ

<https://www.forth.go.jp/news/20200129.html>

●シンガポール保健省（MOHホームページ）

<https://www.moh.gov.sg/>

(参考) シンガポール政府は WhatsApp の専用チャンネルを設け情報を提供しています。(チャンネル登録：<https://go.gov.sg/whatsapp>)